

少年の保護事件に係る補償に関する法律

憲法40条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」と規定する。すなわち、終局的には犯罪者でなかった者が不幸にして刑事手続に巻き込まれ身体拘束を受けた場合には、国から然るべき補償を受けることが憲法上の権利として保障されている。

この憲法の規定を受けて、刑事補償法(昭和25年法律第1号)が施行されている(刑事補償法の意義や各規定の意味等につき、高田〔1963〕¹参照)。

刑事補償法が、少年の保護事件による身体拘束にも適用されるかにつき、最決平3・3・29刑集45・3・158は、「刑事補償法1条1項にいう『無罪の裁判』とは、同項及び関係の諸規定から明らかなおり、刑訴法上の手続における無罪の確定裁判をいうところ、不処分決定は、刑訴法上の手続とは性質を異にする少年審判の手続における決定である上、右決定を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することを妨げる効力を有しないから、非行事実が認められないことを理由とするものであっても、刑事補償法1条1項にいう『無罪の裁判』には当たらない」との判断を示した。

これにより、少年の保護事件により身体拘束された少年について非行事実なし不処分決定がなされた場合には、刑事補償法による補償を受けられないとの判例が確立した。

もっとも、この最高裁決定には、立法論として、このような少年に対しても補償の制度を設けることが望ましいとの意見が付せられていた(裁判官坂上壽夫の補足意見と裁判官園部逸夫の意見)。

その後、参議院法務委員会においてもこの問題が取り上げられた(1991〔平成3〕年4月9日)。これを受けて、法務省刑事局が、最高裁判所事務総局や日本弁護士連合会等の意見も聴いて法案を作成した。法案は1992(平成4)年3月6日の閣議決定を経て第123回国会に提出され、衆議院、参議院において全会一致で可決され、同年6月19日に、「少年の保護事件に係る補償に関する法律」(以下「少年補償法」という)が成立し(平成4年法律第84号)、同月26日に公布された。その後、最高裁判所により「少年の保護事件に係る補償に関する規則」(少年補償規則)が制定され、同年9月1日から施行されている。なお、本法は、改正少年法の施行に伴い、一部改正がされている(少年法等の一部を改正する法律附則11条)。

少年補償法による補償の法的性格については、刑事補償と同様に、結果として

理由のない身体の自由の拘束等を受けた少年等が被った精神的および財産的損害を、公権力行使の違法性および国家機関の故意・過失を要件とせず、定型かつ迅速に補償しようとする制度であり、配分的正義にその本質を求めるべきであるとされている(最高裁判所事務総局〔1993〕²7頁)。

ただ、憲法上の保障に基づいて、補償請求権として構成されている刑事補償制度とは異なり、少年補償制度は、家庭裁判所が、その後見的機能に基づいて職権により、補償の要否と程度を判断するという点で異なっている(光岡〔2004〕³21頁)。

なお、審判不開始決定や不処分決定には一事不再理の効力がないことから、一旦、非行事実なしとして審判不開始または不処分決定を受け補償を受けても、後になって、同一の事実について保護処分が付され、または有罪とされる可能性がある。この場合、少年が受領した補償について不当利得として返還すべきか否かが問題となるが、立法者は、身体の自由の拘束の正当性について、適正手続の観点から、手続単位で考えることには十分な合理性があるとして、一旦払い渡した補償の返還の制度は設けておらず、受領した補償は不当利得にもならないと解している(最高裁判所事務総局〔1993〕⁴20頁)。

いわゆる調布駅南口事件においては、1人の少年について差戻審において非行事実なし不処分決定を受けて本法による補償を受けたにもかかわらず、その後、他の共犯者とされる者と一緒に起訴されるという事態が発生しているが(荒木〔2000〕⁵553頁)、この事件については公訴棄却で終了したことから、その問題は顕在化しないで終わっている(なお、調布駅南口事件のそれ以外の問題点につき、斉藤〔1997〕⁶207頁を参照)。

- 1 高田卓爾(1963)『刑事補償法』有斐閣
- 2 最高裁判所事務総局編(1993)『少年補償事件執務資料』法曹会
- 3 光岡弘志(2004)「少年補償事件の実務上の諸問題」家月56巻5号
- 4 前掲注2書
- 5 荒木伸怡(2000)「公訴棄却と刑事補償」梶田英雄＝守屋克彦退官『刑事・少年司法の再生』現代人文社
- 6 斉藤豊治(1997)『少年法研究(1)』成文堂

(山下幸夫)